

## いじめの重大事態の調査結果の公表について

### 1 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。

### 2 神奈川県いじめ防止基本方針（平成 29 年 11 月 県教育委員会）

#### Ⅲ 重大事態への対処

#### 2 学校設置者又は学校による対処（法第 28 条第 2 項、第 3 項関係）

##### (5) 調査結果の公表

学校又は学校の設置者は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

### 3 諮問事項 1 に関する今後のスケジュール

平成 30 年 6 月 18 日 諮問・協議（第 1 回いじめ防止対策調査会）

10 月 協議（第 2 回いじめ防止対策調査会）

12 月 答申（第 3 回いじめ防止対策調査会）